

合理的配慮の提供事例報告書【中学校】

事例の概要

生徒Aは、B中学校の通常の学級に在籍する肢体不自由のある中学校3年生である。
 学級担任と特別支援教育介助員（介助員）を中心とした生活介助や学習支援を行うことで、生徒Aは通常の学級に在籍しながら他の生徒と共に学校生活を送り、学校行事や学習活動を行うことができています。
 また、生徒Aの障害の状況に応じた設備、学習用具を活用することにより、生徒Aは、心身両面で負担を減らし、安心して学校生活を送ることができている。
 生徒Aへの適切な合理的配慮の提供により、生徒Aは、仲間と共に学ぶ楽しさを感じながら、自己肯定感や学級での存在感を高め、自立した生活を送る意欲を育むことができている。

- | | | |
|------------|------------|------------------------|
| 1 対象生徒の障害種 | 肢体不自由 | |
| 2 障害の程度 | 非該当(肢体不自由) | ※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か |
| 3 在籍状況 | 中学校・通常の学級 | |
| 4 学年 | 中3 | |

5 対象生徒の実態

生徒Aは、早産児低出生体重児脳室周囲白質軟化症両下肢による機能障害のため、左半身に麻痺があり、両足が内側を向いている。そのため、通常歩行が困難であり、足に特別な装具を装着している。階段の昇降時には手すりを使用する等、日常生活で様々な支援を必要としている。
 現在は2週間に1度の割合でB病院へリハビリに通い、半年ごとにC病院小児整形外科を受診している。
 6年生時にWISC-IVを受けた際のIQは75であった。手順の複雑な学習に対しては横について一緒に活動したり、思考力を要する学習については個別に補足したり説明する等、学習支援も必要である。

6 対象生徒についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

小学校では、できるだけ多くの同級生と、学校生活や学習活動を一緒にさせたいという保護者の意向があり、通常の学級に在籍していた。
 中学校においても、通常の学級で生活させたいという保護者からの希望があったため、入学前に保護者と学校で相談を行い、支援内容について合意形成を行った。
 支援の内容としては、施設面（更衣場所の配慮、洋式トイレ・エレベーターの使用）、学習面（介助員が支援を行う教科や支援内容）、運動面（体育の授業や体育的な行事の参加の仕方）の3つの面である。

7 基礎的環境整備の視点と概要

基礎⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置

D市では、特別な支援を要する生徒等に、きめ細かく適切な教育を行うため、特別支援教育介助員（介助員）を対象校に配置している。

B中学校においても、生徒A専任の介助員を、中1時から配置し適切な援助や介助を行っている。

生徒Aとの関わりが深い介助員が、生徒Aの身体状況と活動内容を客観的に判断し、友人と一緒に活動できそうなこと、介助を交えながら活動する方がよいこと、一部の活動を変更した方がよいこと等、その都度本人と相談し、学級担任や教科担任との調整を図ることで無理のない活動を実施している。

基礎⑧ 交流及び共同学習の推進

B中学校では、教育活動全体を通して、生徒が障害や障害者に対する理解を深め、ともに学び合えるよう取り組んでいる。障害のある生徒と他の生徒が触れ合う機会を持つことで、一人一人の違いを認め、相互理解が深められるよう、交流及び共同学習を積極的に推進している。

通常の学級に在籍する生徒Aについても、級友との交流にとどまることなく、部活動、清掃、生徒会活動等において、適切な支援のもと、他学年の生徒との交流もできるようにしている。

8 合理的配慮の観点と概要

合理①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

日常生活で歩行が困難な場合での階段の上り下りは、校内に設置されているエレベーターを利用している。

また、ロッカーや下駄箱等は、生徒Aが活用しやすい下段を活用するようにしている。施設面の支援内容の1つであったトイレについては、B中学校には洋式トイレも設置されており、問題は生じていない。

学習においては、体育の高跳び等他の生徒と同じ用具での参加が物理的に難しい場合は、教科担任と相談して専用の用具を準備している。

体育や技術家庭科実習、理科実験等、生徒Aにとって難しいと思われる活動については、介助員と生徒A、級友の三者でコミュニケーションをとり、生徒Aが活動できるように工夫することで、生徒Aの心理的な障壁をなくすようにしている。

普段から、生徒A自身が、自分に何ができて何ができないのかを示し、級友、部活動の仲間等、周囲の友人にも共通理解ができるように心がけ、適切な支援が得られるようにしている。

合理①-2-2 学習機会や体験の確保

走ったり、ジャンプしたり、長距離を移動したりする等活動が困難な場合は、体を支えたり活動内容を軽減したりし、生徒Aが他の生徒と一緒に学習に取り組めるように配慮しながら、学習機会を確保するようにしている。一部の参加にとどまったとしても、生徒Aがすべての教科、学級活動、行事に必ず級友と一緒に参加できるようにしている。

グループ活動を行う際には、生徒Aにとって、無理のない適切な役割が与えられるようにしている。

修学旅行では、必要に応じて車いすを使用し参加した。役割分担、他の生徒の負担の程度等を話し合い、誰もが、無理なく対等に参加できるよう、介助員と共に他の生徒と共通理解を図った。また、生徒Aや保護者に、タクシーの利用等必要な援助や支援項目の提示を行い、合意形成を図りながら支援を行った。

9 成果と課題

B中学校においては、D市から配置されている介助員を効果的に活用し、生徒Aの支援にあたっている。介助員は、「介助する人」だけではなく、共に学ぶパートナーであるという認識のもと、生徒Aの日常生活の不安や友人・家族との人間関係、進路等の相談を行い、内面や生活に密着した支援を行うことができています。

また、介助員が担任とともに、生徒Aを取り巻く生徒や環境要因に積極的に関わり、友人への啓発を行ったことにより、周囲の理解が進み、級友が生徒Aへの支援を考える場面が増え、生徒Aにとって安心して過ごすことができる学級となっている。

さらに、生徒A自身が、日常生活の中で、自分は何できて何ができないのかを示すようになってきたことは、非常に重要であった。このことにより、必要に応じて自ら意見を出したり、助けを求めたりすることができるようになり、自立へとつながっている。

B中学校には、特別な支援を要する生徒が他にも在籍している。今後は、さらに、学校全体として合理的配慮を要する生徒への理解と、個に応じた適切な支援が実施できるよう、特別支援教育を推進していく必要がある。